

(社)日本アマチュア無線連盟和歌山県支部地域防災ボランティア組織規定

第1条（目的）

(社)日本アマチュア無線連盟和歌山県支部(以下県支部と呼ぶ)が、和歌山県下の地方自治体と防災協定およびそれに類するものを締結して行う、平常時の準備、訓練などまたは重大な災害時において、電波法の定めるところの非常通信などの目的外通信を行い、公的通信の補完をなすことで、アマチュア無線の社会的奉仕活動を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第2条（名称）

この組織は JARL 和歌山(該当地域の市町村名)防災ボランティア無線チームと称する。

第3条（心得）

本組織の活動にあたっては、自己の生命と安全を最優先にはかり、ボランティアとして活動にあたるものとする。

第4条（活動）

第1項 平常時の活動

- ・ 当該地域の非常通信網の構築
- ・ 和歌山市(和歌山県庁)との通信ルートの確立
- ・ 非常通信のための訓練の実施
- ・ 当該市町村が行う防災訓練への参加
- ・ 防災ボランティアとしての教育、訓練、啓蒙活動への参加
- ・ 県支部と連携した防災行事への参画
- ・ その他目的達成のために必要な活動

第2項 非常災害時の活動

- ・ 電波法に基づく目的外通信において当該市町村が要求する情報伝達などの通信ならびに防災、災害の救援に必要な通信活動
- ・ その他目的達成のために必要な活動

第 5 条 (構成)

当該地域に在住する JARL 会員であって、この目的のためにボランティアとして活動する意思のあるもので構成する。防災協定を締結している市町村の同意があれば、周辺地域の者も構成員となることは妨げない。

構成員は、年一回の定められた日に登録を行わねばならない。

第 6 条 (組織)

平時の組織の位置づけは県支部(支部長)―非常通信委員会(委員長)―地域防災ボランティア組織とする。地域活動は各組織独自で行い、非常時にあっては当該市町村と地域防災ボランティア組織との連携により行う。

第 7 条 (役員と役割)

役員名	定員	任免者	役割、その他
リーダー	1名	県支部長	その地域の統括。
サブリーダー	若干名	県支部長	リーダーの補佐、代行。
担当幹事	若干名	リーダー	設備、管理、涉外など必要に応じて任命。

原則として、リーダーもしくはサブリーダーは当該地域の県支部運営委員より選出。

任期は2年、改選は県支部運営委員と同時期に行う。再選はこれを妨げない。

第 8 条 (出動要請)

本組織の出動(訓練を含む)が必要になった場合は当該市町村との防災協定に従うものとする。この場合において、個別構成員の活動は強制ではなく、本人の意思により参加の可否を決めることができる。

第 9 条 (ボランティア保険)

本組織の構成員は、活動に対して当該市町村よりボランティア保険加入手続きが行われる。

第 10 条 (報酬等)

本組織の活動に対する報酬や資機材の損料などは一切支給しない。また、構成員は一切の補償および損害賠償等を請求できない。

第 11 条 (規定の改廃)

本規定は和歌山県支部運営委員会の審議を経て、和歌山県支部長が改廃する。